

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か取り組みが行われてきました。令和6（2024）年6月の介護報酬改定においては、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

入職促進に向けた取組

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築、必要時には医療介護共同で面接を行っている。また本人の希望や勤務形態に応じて人事ローテーションを行っている。
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築し、年齢・経験を問わず、技能実習生含め幅広い採用を行っている。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている

腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための取組

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末）の導入

やりがい・働きがいの醸成

- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供